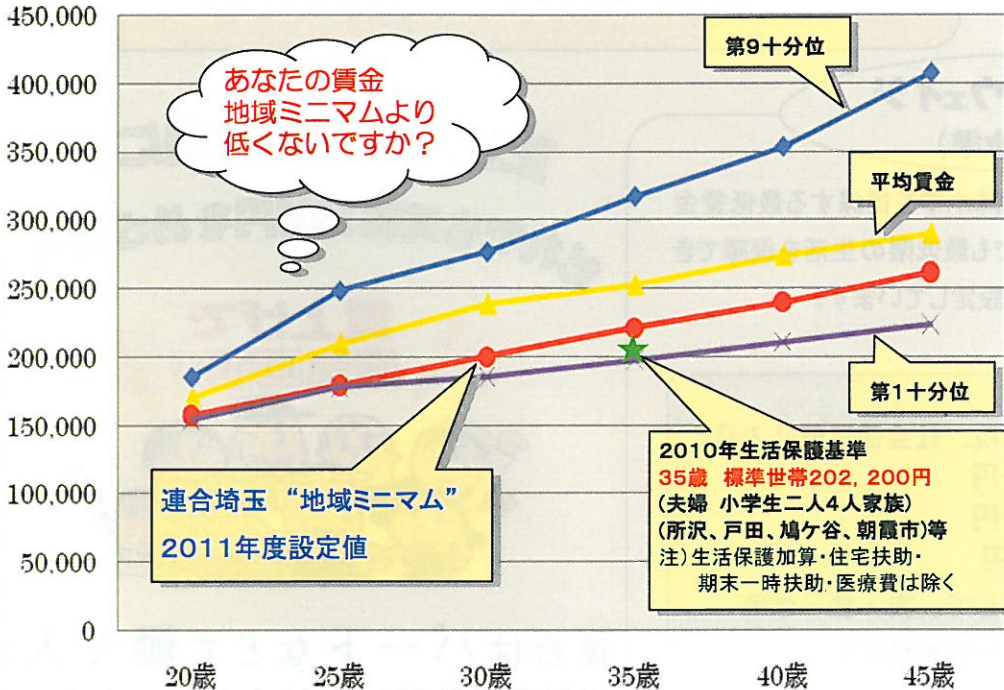


# “連合埼玉” 2011 春季生活闘争「第二次」 【賃金格差是正・地域ミニマム運動アピール行動】

埼玉県で働く全ての勤労者の皆さんへ  
地域ミニマム運動推進中

連合埼玉では、県内に働く2,635名の個別賃金調査を実施しその基礎データを基に「最低賃金(地域ミニマム)」を設定しました。中小企業労働者の賃金格差を是正するため「〇〇円以下の賃金をなくす」ことをめざした運動を推進中です。

月度賃金(円)



## グラフの説明と 年齢別最低賃金の考え方

- ◆グラフは連合埼玉に加盟する22の中小労働組合(2,635人)の2010年度賃金データを基本に年齢別のポイント賃金を表したものです。
  - ◆連合埼玉ではこの調査結果から、基軸となる6つの年齢ポイント(20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳)に最低(地域ミニマム)賃金を設定しました。
  - ◆ミニマム賃金額の設定にあたっては、各年齢における第10百分位に該当する賃金を、2010年度ミニマム賃金額と比較して検討しました。
  - ◆連合埼玉の「地域ミニマム」運動として、生活保護基準「1級地-2(所沢・戸田など)」の基準額を上回る金額を設定しました。
- ※第10百分位  
賃金分布の中で下から10%
- ※第90百分位  
賃金分布の中で下から90%

## 2011 年度年齢別最低賃金基準 (ミニマム賃金)

(設定金額より低い賃金をなくしましょう)

年齢	設定金額
20歳の人で	157,000円
25歳 "	179,000円
30歳 "	200,000円
<b>35歳 "</b>	<b>221,000円</b>
40歳 "	240,000円
45歳 "	261,500円

最低賃金は法律で定めています。(右表参照)ミニマム賃金は年齢別基準の目標値として提示しています。

《注意》

- ①この賃金は、男女同一です。
- ②年齢は今年の4月1日現在の満年齢です。
- ③設定額は、いずれも今年の4月分給与からです。
- ④この金額は、時間外手当・休日出勤・交替手当・通勤手当を除き、毎月決まって支払われる定時間内の賃金です。

法律で定めている最低賃金は、以下の金額です。パート、アルバイトをされている方は、この金額以上の契約が義務づけられています。

### 埼玉県最低賃金

(発効日/2010年10月16日~)

**時間額 750円**

### 特定(産業別)最低賃金

(発効日/2010年12月9日~)

産業名	時間額
非鉄金属製造業	<b>817円</b>
電気機械器具製造業	<b>821円</b>
輸送用機械器具製造業	<b>832円</b>
光学機械器具・レンズ 時計・同部分品製造業	<b>829円</b>
各種商品小売業	<b>790円</b>
自動車小売業	<b>831円</b>